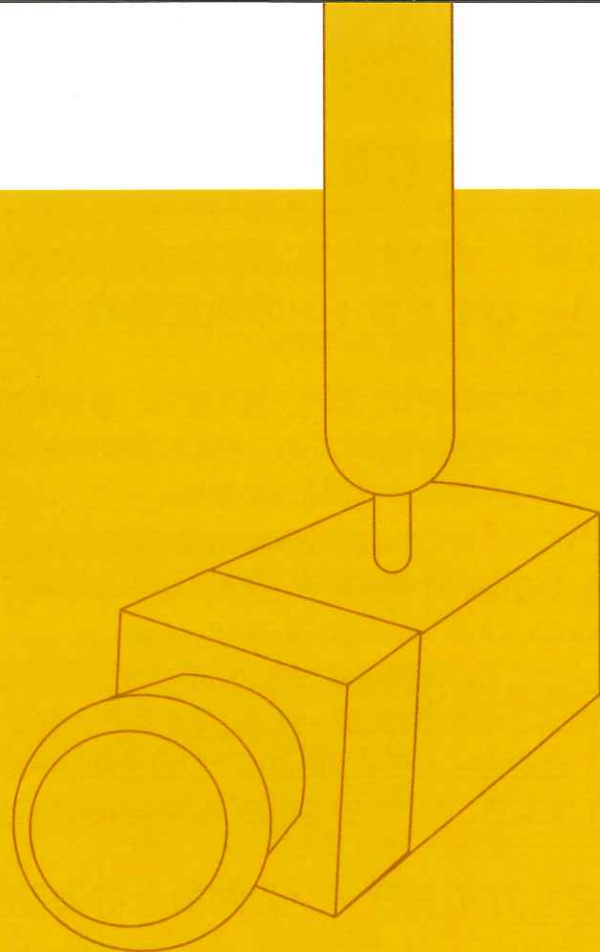




神奈川県

KANAGAWA



安全・安心のまち 神奈川県

防犯カメラの設置・管理に関する

ガイドライン



神奈川県

1 はじめに

1 ガイドラインの策定目的

神奈川県では、県民、各種団体、事業者の皆さんと一体となり、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくため、様々な施策に取り組んでいます。

安全・安心まちづくりの推進に当たり、防犯カメラは、犯罪の防止や犯人の逮捕に役立つという点で、とても効果があると認められます。

しかし、その一方で、防犯カメラが設置されることにより、プライバシー等が侵害されるのではないかと不安を感じる方もいます。

そこで、神奈川県では、防犯カメラの有用性とプライバシー保護等との調和を図るため、防犯カメラの適切な設置・管理に関するガイドラインを策定しました。

このガイドラインにより、プライバシー等に十分に配慮しながら、防犯カメラの設置を進めていただき、さらに安全で安心な神奈川県を目指していきましょう。

2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

ガイドラインの対象となる防犯カメラは、主として犯罪の防止を目的に設置され、不特定多数の方を撮影する画像撮影装置で、かつ、画像記録の機能を有するカメラとします。

ガイドラインの対象となるカメラ

設置主体にかかわらず、次の全ての要件を満たすカメラは、このガイドラインの対象とします。

1	設置目的	主として犯罪の防止を目的に設置されたカメラ ※設備や装置等の管理、学術研究、報道などを主目的に設置されたカメラは対象となりません。
2	撮影範囲	次の場所などを撮影範囲とすることで、不特定多数の方を撮影するカメラ ○「道路」、「公園・広場」 ○「商店街・商店会・繁華街」、「地下街、駅などの自由通路」 ○「金融機関」、「小売店・百貨店・複合施設などの商業施設」 ○「劇場・映画館」、「スポーツ・レジャー施設」 ○「ホテル・旅館」、「駐車場」等 ※カメラの撮影範囲として、不特定多数の方の出入りが想定されないマンション、アパート等共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内などを専ら撮影している場合は対象となりません。
3	装置	画像撮影装置のほか、ビデオ、DVD、ハードディスク等の録画装置を備えたカメラ ※録画装置を備えていないカメラは対象となりません。

2 防犯カメラの設置・管理に当たって配慮すべき事項

1 防犯カメラの設置場所・撮影範囲

防犯カメラで撮影された画像データは、その取扱いによっては、プライバシー等を侵害する恐れがあり、むやみに設置すればよいということにはなりません。

そこで、防犯カメラを設置する際には、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、目的を達成するために必要な範囲を撮影する場所に設置することとします。

2 防犯カメラの設置表示

防犯カメラの設置者は、県民の皆さんが、防犯カメラが設置されていることを認識できるよう、設置区域内の見やすい場所、例えば、防犯カメラを設置している建物や施設の出入り口などに設置表示を行うこととします。

また、犯罪防止を目的とした設置効果を高めるためにも、設置表示は必要ですが、個々の防犯カメラごとの設置表示を求めているものではありません。

3 管理責任者の指定

防犯カメラの管理に当たり、適切な画像の取扱い、情報の漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、防犯カメラの設置者は、管理責任者を指定することとします。

4 防犯カメラ設置者・管理責任者の責務

プライバシー等に十分配慮した取扱いをするため、次の事項を、防犯カメラの設置者と管理責任者（以下「設置者等」という。）の責務とします。

- ①適切な画像の取扱いに努めること。
- ②画像により知り得た情報の漏えい、または、不当な使用をしないこと。
- ③防犯カメラの管理に従事する他の者が、画像により知り得た情報の漏えい、または、不当な使用をしないように必要な措置を講じること。
- ④その他防犯カメラの適切な設置及び管理に関し、必要な措置を講じること。



5 防犯カメラにより撮影された画像の管理・保管期間等

記録方式のデジタル化が進み、USBメモリやSDカードなど大容量でありながら小さな記録媒体が増えたことで、画像のコピーや持ち出しが容易な状況になっています。

そこで、設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理のため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとします。

- ① 不必要な画像の複写や加工を行わないこと。
 - ② 画像を記録したビデオテープ、DVDなどは、施錠できる保管庫に保管すること。
 - ③ 画像の記録にハードディスクを利用している場合は、部屋の施錠、関係者以外の立ち入り禁止など、あらかじめ定めた防護された場所に保管すること。
 - ④ 画像の部外への持ち出しを禁止すること。
 - ⑤ 画像の保管期間は、目的達成のため必要な最小限の期間とすること。
 - ⑥ 保管期間が終了した画像は、初期化や上書きにより、確実に消去すること。
 - ⑦ 画像の記録された媒体を廃棄する場合には、破砕するなど、画像が読み取れない状態にしたうえで、廃棄すること。
 - ⑧ インターネットを利用した防犯カメラは、パスワードを設定するほか、システムを適宜更新し最新の状態にするなど、セキュリティ対策をとること。
- ※⑤の保管期間に関して、県が行った調査結果によると、既に防犯カメラを設置している事業者の保管期間は、金融機関を除き、「1ヶ月未満」に設定している事業者が多くなっています。



6 防犯カメラの画像の利用・提供の制限

防犯カメラは、不特定多数の方を撮影するものであることから、プライバシー等の問題に配慮し、防犯カメラで撮影された画像については、原則、他の目的での利用、他者への提供を禁止します。

そこで、その例外として、客観的に見て、提供することが妥当と認められる次の3点を掲げました。

- ① 法令に基づく場合
 - ② 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合
 - ③ 県民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合
- ※③の事例としては、例えば、行方不明者の安否確認に必要な場合や災害発生時に被害状況を情報提供する場合などが想定されます。

また、他者に画像を提供した場合には、提供日時、提供先、提供した画像の内容、提供の目的・理由などを記録しておきましょう。

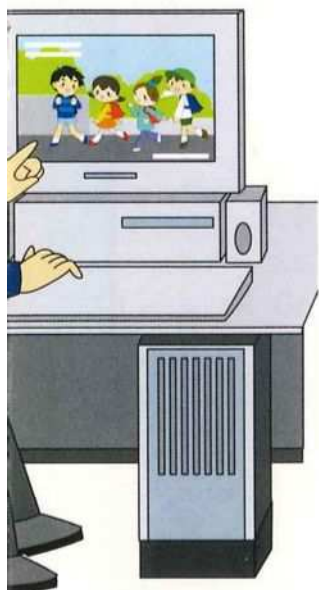
なお、設置者等が提供の必要性を十分に検討することが重要です。

7 苦情等への対応

防犯カメラが設置されていることに不安を感じている方もいますので、設置者等は、防犯カメラの設置・管理に関する苦情や問い合わせに対して、誠実かつ迅速に対応することとします。

8 防犯カメラ管理運用基準の策定

このガイドラインに基づき、防犯カメラの設置・管理をさらに適切に行うため、設置者等は、それぞれの利用目的、利用形態に合わせ、次の事項などを盛り込んだ管理運用基準を定めることとします。



- ①防犯カメラの設置目的
- ②防犯カメラの設置場所、撮影範囲
- ③防犯カメラの管理責任者の指定及び責務
- ④画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理に係る次の事項
 - 画像の記録された媒体の保管方法
 - 画像の保管期間、消去方法
- ⑤画像の利用、提供制限に関すること。
- ⑥苦情処理に関すること。
- ⑦その他防犯カメラの設置、運用等を適切に行うために必要な事項

9 個人情報保護法制の遵守

個人情報の保護に関する法律及び神奈川県個人情報保護条例では、特定の個人を識別できるものを個人情報として定義しており、防犯カメラにより撮影された画像についても、個人情報に該当する可能性があります。

そこで、個人情報に該当する画像を取り扱う場合には、このガイドラインのほか、個人情報保護法制の規定に基づき、適切に取り扱うこととします。

10 その他

施設管理業務や警備業務を委託する場合には、ガイドライン及び管理運用基準の遵守を委託条件にするなど、委託業者に適切な管理、運営を徹底するものとします。

3 終わりに

このガイドラインは、防犯カメラの有用性とプライバシー保護等との調和を図るため、最低限配慮して欲しい事項をまとめていますので、各設置者等の皆さん方には、管理運用基準の参考例をご覧ください、必要な事項を追加するなど、それぞれの利用目的や利用形態に合わせた適切な取扱いをお願いします。

なお、防犯目的のカメラ以外であっても、施設管理用カメラなどは、不特定多数の方を撮影している可能性が考えられますので、プライバシー保護等に十分配慮していただくようお願いします。



管理運用基準の参考例

〇〇〇〇が設置する防犯カメラの管理運用基準

1 目的

〇〇〇〇は、◇◇◇地域（△△△施設内）に設置する防犯カメラについて、◆◆◆などの犯罪を防止する設置目的と県民のプライバシー保護等との調和を図り、適切な管理運用を行うことを目的とする。

2 防犯カメラの設置場所、撮影範囲

防犯カメラの設置場所は、◇◇◇地域（△△△施設）の街灯（正門及び駐車場付近）に設置し、◇◇◇地域（△△△施設）内の公道（正門、正門前の公道及び駐車場）を撮影範囲とする。

3 防犯カメラの管理責任者の指定等

(1) 防犯カメラの管理運用を適切に行うため、防犯カメラの管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、(職・氏名を記載)をもって充てる。

(3) 管理責任者の責務は、次のとおりとする。

ア 画像により知り得た情報の漏えい、または、不当な使用をしないこと。

イ 防犯カメラの管理に従事する他の者が、画像により知り得た情報の漏えい、または、不当な使用をしないように必要な措置を講じること。

ウ その他画像の適切な取扱いに努めること。

4 画像の管理

画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止等の安全管理のため、次の措置を講じる。

(1) 画像の保管方法

ア 画像を記録した媒体は、事務室の保管庫に施錠のうえ、保管する。

イ 原則として画像の閲覧及び持ち出しを禁止する。

(2) 画像の保管期間

画像の保管期間は、〇〇とする。

(3) 画像の消去方法

画像の消去は、初期化（又は上書き）により行うものとする。

ただし、媒体を廃棄する場合は、破碎のうえ、廃棄するものとする。

5 画像の利用、提供制限

(1) 次の場合を除き、画像を目的以外に利用し、または、他者に提供しないものとする。

ア 法令に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合

ウ 県民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合

(2) (1) に基づき、画像を他者に提供する場合には、管理責任者（又は設置者）の許可を得たうえで、提供するものとする。

6 設置表示

防犯カメラが設置されていることについて、通行者（施設利用者）の見やすい場所に、その旨を表示するものとする。

7 苦情処理

苦情や問い合わせには、管理責任者が誠実かつ迅速に対応するものとする。

神奈川県くらし安全防災局 くらし安全交通課

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

TEL. 045-210-3552 FAX. 045-210-8953